

平成29年9月1日

第82回 神戸市個人情報保護審議会

学校徴収金を滞納している被保護者の
滞納情報の提供について

(教育委員会事務局)

神保生保第 1576 号
平成 29 年 9 月 1 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元



諮 問

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

被保護者の生活保護決定情報の提供について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

担当：保健福祉局生活福祉部保護課

被保護者の生活保護決定情報の提供について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

【生活保護決定情報】

[提供先：特別支援学校（小学部・中学部）、義務教育学校]

(小・中学校への提供については第37回個人情報保護審議会（H20.11.13）で答申済み）

所管行政区

学校名

学年

児童・生徒氏名

生年月日

保護開始年月日

保護廃止年月日

保護停止年月日

保護停止解除年月日

世帯分離年月日

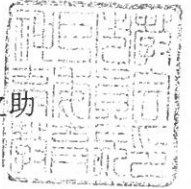
世帯分離解除年月日

神教委経第 1589 号

平成 29 年 9 月 1 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市教育長 雪村 新之助



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

学校徴収金を滞納している被保護者の滞納情報の提供について
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」に関して)

担当：教育委員会事務局総務部学校経営支援課

被保護者の学校徴収金滞納情報の提供について

(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

小・中学校、特別支援学校(小学部・中学部)・義務教育学校に関する学校徴収金

(学校徴収金のうち学校給食費については第37回個人情報保護審議会(H20.11.13)で答申済み)

【学籍情報】

学校名
学年
児童・生徒名
生年月日

【学校徴収金等滞納情報】

滞納年月
滞納額
滞納状況等

【生活保護受給情報】

所管行政区
世帯番号
住所
保護者名

学校徴収金を滞納している被保護者の滞納情報の提供について

1. 趣旨

(1) 概要

生活保護制度においては、義務教育の費用として学用品等共通的、平均的に必要となる基準額や学校給食費等が教育扶助として支給されるが、これらがその目的とする使途に充てられず、学校での必要経費のうち、保護者が負担する教材費、積立金等（以後、学校徴収金という。）が未納となる事例が生じている。このような事態は、生活保護法の趣旨に反するものであるため、小学校の学校給食費については、第37回個人情報保護審議会（平成20年11月13日）で答申いただき、保護の実施機関から生活保護決定情報を、各学校から保護の実施機関に生活保護世帯の学校徴収金滞納情報を、それぞれ提供を行い、保護の実施機関から未納となっている生活保護世帯に対して納付指導を行うとともに、直接、学校長に教育扶助費を交付する代理納付（生活保護法第32条）の活用を勧めている。

現在の小・中学校に加え、特別支援学校（小学部・中学部）及び義務教育学校についても対象とし、それぞれ情報の提供を行う。また、学校給食費以外の学校徴収金についても未納が発生した場合、滞納情報の提供を行い学校徴収金全体の滞納の解消をはかる。

(2) 事業の内容

対象の学校に通学する児童・生徒のいる世帯が生活保護の受給が決定した時点で生活保護の実施機関から学校へ生活保護決定情報の提供を行い、学校徴収金滞納情報については生活保護世帯において学校徴収金に未納の状態が続いている場合（概ね3ヶ月程度）に学校から生活保護の実施機関へ提供する。

また、代理納付については生活保護世帯からの申し出を受けてから行うことになる。

2. 効果

保護の実施機関が学校徴収金の滞納情報を適切に把握することができ、納付指導及び代理納付の活用勧奨等、速やかな対応が可能となる。

これにより、教育扶助がその目的とする使途に的確に充てられ、学校徴収金の滞納を防ぐことができる。

3. 実施スケジュール

平成29年9月～ 情報の提供の開始

4. 処理件数等

平成 28 年度数値

代理納付活ユーザー数 710 人

5. 個人情報の保護

「神戸市個人情報保護条例」に基づき以下のとおり厳格に対処しており、本件に関しても同様に対処する。

- (1) 保存年限を経過した帳票は、シュレッダーや焼却処分等により確実に速やかに消去する。
- (2) 個人情報の適正な取扱いを確保するために、関係職員に対して必要な研修及び指導を行う。
- (3) 帳票については、受払状況を記録するとともに、施錠可能な保管庫に保管する。

各区保健福祉部保護課

帳票

9条
生活保護決定情報

所管行政区・学校名・学年
児童生徒名・生年月日
保護開始年月日
保護廃止年月日
保護停止年月日
保護停止解除年月日
世帯分離年月日
世帯分離解除年月日

9条
学校徴収金滞納情報

学校名
学年
児童・生徒名
生年月日
滞納年月
滞納額
滞納状況等
生活保護所管行政区
世帯番号
住所
保護者名

帳票

- ・代理納付活用勧奨
- ・滞納学校徴収金納付指導

被保護者
(滞納者)

神戸市立小・中・特別支援学校
義務教育学校

神戸市 福祉事務所長 様

学校名 :

学校長名 :

印

担当者 :

電話番号 :

教育扶助費学校長渡し依頼書

教育扶助を受けている児童・生徒のうち、下記の者が学校の指導にもかかわらず、学校給食費等学校徴収金を長期にわたり滞納しておりますので、当学校に在学している期間、教育扶助費の学校給食費及び基準額について学校長口座への振込を依頼します。なお、この件については、保護者に対して説明を行っています。

また、学校長や口座内容等の変更が生じた場合は、すみやかに届出します。

なお、教育扶助が全額支給されていない等で学校長渡しができない場合は、担当者あてに連絡してください。

記

1. 学校給食費等未納保護者

地区	世帯番号	住 所	保護者名

2. 未納額一覧

学年	児童・生徒名	生年月日	学校給食費	その他 学校徴収金	滞納月	備考
年						
年						
年						
合 計						
滞納状況等						

【福祉事務所確認欄】

内 容	学校給食費	基準額
学校長渡し開始年月	平成 年 月	平成 年 月

【受付印】

神戸市 福祉事務所長 様

・本書は変更せずに使用してください。

学校名 :

学校長名 :

印

担当者 :

電話番号 :

教育扶助費学校長渡し依頼書

教育扶助を受けている児童・生徒のうち、下記の者が学校の指導にもかかわらず、学校給食費等学校徴収金を長期にわたり滞納しておりますので、当学校に在学している期間、教育扶助費の学校給食費及び基準額について学校長口座への振込を依頼します。なお、この件については、保護者に対して説明を行っています。

また、学校長や口座内容等の変更が生じた場合は、すみやかに届出します。

なお、教育扶助が全額支給されていない等で学校長渡しができない場合は、担当者あてに連絡してください。

記

1. 学校給食費等未納保護者

地区	世帯番号	住	名

・きょうだいがあれば、全て記入してください。

2. 未納額一覧

学年	児童・生徒名	生年月日	学校給食費	その他 学校徴収金	滞納月	備考
2年	神戸一郎	○年○月○日	19,500	6,500	4~9月	
	一郎	○年○月○日	3,900	1,300	4月	
	三郎	○年○月○日	7,800	2,600	4.5月	
	計		31,200	10,400		
	滞納状況等	神戸一郎分については、全く支払いがないため、督促書を2回に保護者に手渡し、支払いを求めたが、その時は支払いの約束をするが、納入はされていない。				

未納保護者についての状況、学校の対応等を記入してください。

【福祉事務所確認欄】

内 容	学校給食費	基準額
学校長渡し開始年月	平成 年 月	平成 年 月

【受付印】